

2023年9月23日

会員様 各位

弊マリナー利用契約書（艇種の変更）第18条2項条文改定  
並びに富士山羽衣マリナー・利用契約のご案内一部改定について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊マリナーをご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。掲題につき、下記の通り改定致したく、  
ご理解・ご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

弊マリナー利用契約書（艇種の変更）【第18条の2..前文略..、甲及び乙は新たに契約を締結することとし、新艇の保証金については、旧艇の保証金をもって充当する。ただし、艇種の変更により保証金金額に増減がある場合は、新たな契約の締結時に精算する。】

とございますが、実際の運用においては、従前契約は生かし『契約内容変更届』を提出頂く簡略した形とし、新たな契約締結はしておりませんので、これに沿った文面内容に合致させる為、上記の、甲及び乙は新たに契約を締結する..を、甲は乙に契約内容変更届を提出する..に致します。

また、旧艇と新艇の艇長において生じる長さの増減に応じて精算して参りましたが、新艇が大きくなる場合にのみ精算し、追加差額をお預かりする形と致したく存じます。もとより保証金は弊マリナーの収益ではない預り金であり、調整するものが無い限り、退会時にご返金することになります。返金の保証金精算は、退会時に一括で行う形に改めることをご了承賜り、これに沿った文面内容に合致させる為、上記の増減がある場合は、新たな契約の締結時を、増額がある場合は、新艇の入艇時に精算するに致します。

この条文改定により、富士山羽衣マリナー・利用契約のご案内の4頁に記載の（3）における文面の太字（二重線抹消）箇所を下行の太字下線部内容に改定することとなります。

（3）契約の有効期間中、共有者および艇を変更する場合は、事前に富士山羽衣マリナーの承諾およびマリナー利用契約の締結が必要となります。

契約内容変更届の提出

契約艇を変更する場合は~~新たに契約を締結する~~ことになり、（1. は不変）

契約内容変更届を提出頂く

2. 契約金は~~旧契約~~のものを新艇に充当し増額を精算いたします。

旧艇                      新艇

3. 保証金は~~旧契約時~~のものを新艇に充当し増額を精算いたします。

旧艇                      新艇                      増

旧契約艇については契約終了となりますので新艇締結時より7日以内にお引き取りいただくか..

艇入艇

※2023年10月1日以降改定と致したく、ご理解・ご了承賜りますようお願い申し上げます。

富士山羽衣マリナー株式会社  
取締役支配人 鈴木伸幸